

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文 目次

○	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第一条関係）		1
○	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第二条関係）		43
○	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）（第三条関係）		59
○	高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）（第四条関係）		60
○	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第五条関係）		67
○	日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）（第六条関係）		68
○	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第二項関係）		70

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行
第十三条第	都道府県	指定市	指定市以外	
項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（法第十七条第一項の場合）	（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理） 第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第五号まで及び第七号から第二十一号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行っている区間に係るものを除く。）とする。 一 （略） 二 法第三十三条第二項第四号の規定により利便増進誘導区域を指定すること。 三 二十二 （略）
第十三条第	都道府県	指定市	指定市以外	（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理） 第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第五号まで及び第七号から第二十一号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行っている区間に係るものを除く。）とする。 一 （略） 二 法第三十三条第二項第三号の規定により利便増進誘導区域を指定すること。 三 二十二 （略）

六 八	五	二 四	一
(略)	第十七条第 六項及び第 七項、第二 十五條第一 項、第四十 八條の十九 第一項、第 四十八條の 二十九の五 第一項、第 五十一條、 第五十三條 第一項、第 八十五條第 四項、第九 十條第一項 、第九十六 條第二項	(略)	三項、第十 八條第一項 、第五十條 第一項及び 第四項から 第七項まで
(略)	は	(略)	
(略)	指定市又は	(略)	
(略)	指定市以外 の市又は	(略)	の市

六 八	五	二 四	一
(略)	第十七条第 六項及び第 七項、第二 十五條第一 項、第四十 八條の十九 第一項、第 五十一條、 第五十三條 第一項、第 九十條第一 項、第九十 六條第二項	(略)	三項、第十 八條第一項 、第五十條 第一項及び 第四項から 第六項まで
(略)	は	(略)	
(略)	指定市又は	(略)	
(略)	指定市以外 の市又は	(略)	の市

2

法第十七条第三項の場合における同条第九項の規定による法の

十五 十三 五	十二		十一	十	九
(略)	第五十條第九項		第五十條第八項	第五十條第八項及び第九項、第五十三條第二項	第四十八條の二十九の五第一項
(略)	関係都道府県	国道の所在する都道府県	当該国道の所在する都道府県	他の都道府県	都道府県若しくは
(略)	指定市及び関係都道府県	国道の所在する指定市	当該国道の所在する指定市	都道府県	都道府県若しくは指定市若しくは
(略)	指定市以外の市及び関係都道府県	指定市以外の市で国道の所在するもの	指定市以外の市で当該国道の所在するもの	都道府県	都道府県若しくは指定市以外の市若しくは

2

法第十七条第三項の場合における同条第九項の規定による法の

十四 十二 四	十一		十	九	(新設)
(略)	第五十條第八項		第五十條第七項	第五十條第七項及び第八項、第五十三條第二項	(新設)
(略)	関係都道府県	国道の所在する都道府県	当該国道の所在する都道府県	他の都道府県	(新設)
(略)	指定市及び関係都道府県	国道の所在する指定市	当該国道の所在する指定市	都道府県	(新設)
(略)	指定市以外の市及び関係都道府県	指定市以外の市で国道の所在するもの	指定市以外の市で当該国道の所在するもの	都道府県	(新設)

3			規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	項	読み替える規定
一	第十七条第六項及び第七項、第二十五条第一項、第四十八条の十九第一項、第四十八条の二十九の五第一項、第五十一条、第八十五条第四項、第九十条第一項、第九十六条第二項	都道府県又は	町村又は	項	読み替える規定
二 四	(略)	(略)	(略)	二 四	(略)
五	第四十八条の二十九の五第一項	は 都道府県若しくは	都道府県若しくは 町村若しくは	五	第四十八条の二十九の五第一項
六 八	(略)	(略)	(略)	六 八	(略)

3 法第十七条第四項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
一	第十七条第六項及び第七項、第二十五条第一項、第四十八条の十九第一項、第五十一条、第九十条第一項、第九十六条第二項	都道府県又は	町村又は
二～四	(略)	(略)	(略)
五～七	(略)	(略)	(略)
～	(新設)	(新設)	(新設)

	一 三	
第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第三十二條、第三十三條第一項、第二項第四号及び第三項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及	(略)	道路管理者
	(略)	道路管理者等

	一 三	
第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第三十二條、第三十三條第一項、第二項第三号及び第三項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及	(略)	道路管理者
	(略)	道路管理者等

四

び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十四條の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條の十七第一項、第四十七條の十八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の三十七第一項、第

四

び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十四條の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條の十七第一項、第四十七條の十八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の三十七第一項、第

四十八条の六十
第一項及び第三
項、第四十八条
の六十一、第四
十八条の六十二
第一項から第三
項まで、第四十
八条の六十三か
ら第四十八条の
六十五まで、第
四十八条の六十
七第一項及び第
三項、第五十六
条、第五十七条
、第五十八条第
一項、第五十九
条第三項、第六
十条、第六十一
条第一項、第六
十二条、第六十
六条第一項、第
六十七条の二、
第六十八条、第
六十九条第一項
、第七十条第一
項、第七十一条
第四項、第七十
一条第一項から
第五項まで、第
七十二条第一項

四十八条の六十
第一項及び第三
項、第四十八条
の六十一、第四
十八条の六十二
第一項から第三
項まで、第四十
八条の六十三か
ら第四十八条の
六十五まで、第
五十六条、第五
十七条、第五十
八条第一項、第
五十九条第三項
、第六十条、第
六十一条第一項
、第六十二条、
第六十六条第一
項、第六十七条
の二、第六十八
条、第六十九条
第一項、第七十
条第一項、第三
項及び第四項、
第七十一条第一
項から第五項ま
で、第七十二条
第一項及び第三
項、第七十二条
の二第一項、第

	十一	五 十	
第四十八條の二 第十三第五項	第四十八條の二 第十三第五項、第 四十八條の六十 七第四項	(略)	及び第三項、第 七十二條の二第 一項、第七十三 條第二項及び第 三項、第八十六 條第二項、第八 十七條第一項、 第九十一條第一 項から第三項ま で、第九十二條 第四項、第九十 三條、第九十五 條の二第一項及 び第二項前段、 第九十六條第五 項
市町村長を	道路管理者は	(略)	
市町村長又は当 該歩行者利便増	道路管理者等は	(略)	

(新設)	十一	五 十	
(新設)	第四十八條の二 第十三第五項	(略)	七十三條第二項 及び第三項、第 八十六條第二項 、第八十七條第 一項、第九十一 條第一項から第 三項まで、第九 十二條第四項、 第九十三條、第 九十五條の二第 一項及び第二項 前段、第九十六 條第五項
(新設)	市町村長を	(略)	
(新設)	市町村長又は当 該歩行者利便増 進道路の存する 指定市以外の市 町村の長を	道路管理者等は	(略)

十二	十三	十四	十五	十六	十七
	(略)	第四十八条の六 第十七第四項	第四十九条	(略)	第五十条第八項 及び第九項、第 五十三条第二項
	(略)	国土交通大臣で ある道路管理者 にあつてはこれ を公表するもの とし、国土交通 大臣以外の道路 管理者にあつて はこれを公表す るよう努めると ともに	道路の管理に関 する	当該道路の道路 管理者	他の都道府県
進道路の存する 指定市以外の市 町村の長を	(略)	これを公表する よう努めるとと もに、	第十七条第四項 に規定する歩道 の新設等に要す る	指定市以外の市 町村	都道府県

十二	(新設)	(新設)	十三	十四	十五
	(略)	(新設)	第四十九条	(略)	第五十条第七項 及び第八項、第 五十三条第二項
	(略)	(新設)	道路の管理に関 する	当該道路の道路 管理者	他の都道府県
	(略)	(新設)	第十七条第四項 に規定する歩道 の新設等に要す る	指定市以外の市 町村	都道府県

十八	十九	二十 二十一
第五十条第八項	第五十条第九項	(略)
当該国道の所在する都道府県	国道の所在する都道府県	関係都道府県
指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの	指定市以外の市町村で国道の所在するもの	当該指定市以外の市町村及び関係都道府県
(略)	(略)	(略)

4 法第十七条第六項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

一・二	項
(略)	読み替える規定
(略)	読み替えられる字句
(略)	読み替える字句
第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第	道路管理者
	道路管理者等

十六	十七	十八 十九
第五十条第七項	第五十条第八項	(略)
当該国道の所在する都道府県	国道の所在する都道府県	関係都道府県
指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの	指定市以外の市町村で国道の所在するもの	当該指定市以外の市町村及び関係都道府県
(略)	(略)	(略)

4 法第十七条第六項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

一・二	項
(略)	読み替える規定
(略)	読み替えられる字句
(略)	読み替える字句
第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第	道路管理者
	道路管理者等

一、第二項第四号及び第三項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の十四、

一、第二項第三号及び第三項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の十四、

第四十七條の十五第二項、第四十七條の十七第一項、第四十七條の十八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の二十九の三、第四十八條の二十九の四、第四十八條の二十九の六第一項、第四十八條の三十二、第四十八條の三十三、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の四十九第二号

第四十七條の十五第二項、第四十七條の十七第一項、第四十七條の十八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の二十九の三、第四十八條の二十九の四、第四十八條の二十九の五第一項、第四十八條の三十二、第四十八條の三十三、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の四十九第二号

第三十三条第四項、第三十九条の二第七項、第三十九条の五第二項、第四十五条の二第二項、第四十七条の十	、第四十八条の六十四、第五十七條、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段
道路管理者は、	
道路管理者等は、	
第三十三条第四項、第三十九条の二第七項、第三十九条の五第二項、第四十五条の二第二項、第四十七条の十	、第四十八条の六十四、第五十七條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段
道路管理者は、	
道路管理者等は、	

6 5 (略)			四	
一 八	項	読み替える規定	二 五 十	(略)
	(略)	読み替える規定	(略)	八第二項、第四十八条の二十三第六項、第四十八条の二十六第二項、第四十八条の二十九の七第一項及び第三項、第四十八条の三十八第一項及び第三項
	(略)	読み替えられる字句	(略)	
第二十條第五項、第二十一條、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條	道路管理者	読み替える字句	(略)	
	道路管理者等	読み替える字句	(略)	

法第十七條第八項の場合における同條第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

6 5 (略)			四	
一 八	項	読み替える規定	二 五 十	(略)
	(略)	読み替える規定	(略)	八第二項、第四十八条の二十三第六項、第四十八条の二十六第二項、第四十八条の二十九の六第一項及び第三項、第四十八条の三十八第一項及び第三項
	(略)	読み替えられる字句	(略)	
第二十條第五項、第二十一條、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條	道路管理者	読み替える字句	(略)	
	道路管理者等	読み替える字句	(略)	

法第十七條第八項の場合における同條第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第一項、第二項 第四号及び第三 項、第三十四條 から第三十六條 まで、第三十八 條、第三十九條 の三第一項、第 三十九條の四、 第三十九條の五 第一項、第三十 九條の六第一項 から第三項まで 、第三十九條の 七第二項及び第 四項、第三十九 條の九、第四十 條第二項、第四 十一條、第四十 三條の二、第四 十四條の三第一 項から第五項ま で及び第八項、 第四十五條第一 項、第四十六條 第一項及び第二 項、第四十七條 第三項、第四十 七條の二第一項 及び第五項、第 四十七條の十四
--

第一項、第二項 第三号及び第三 項、第三十四條 から第三十六條 まで、第三十八 條、第三十九條 の三第一項、第 三十九條の四、 第三十九條の五 第一項、第三十 九條の六第一項 から第三項まで 、第三十九條の 七第二項及び第 四項、第三十九 條の九、第四十 條第二項、第四 十一條、第四十 三條の二、第四 十四條の三第一 項から第五項ま で及び第八項、 第四十五條第一 項、第四十六條 第一項及び第二 項、第四十七條 第三項、第四十 七條の二第一項 及び第五項、第 四十七條の十四
--

、第四十七條の十五第二項、第四十七條の十七第一項、第四十七條の十八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の二十九の三、第四十八條の二十九の四、第四十八條の二十九の六第一項、第四十八條の三十二、第四十八條の三十三、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の四十九第二

、第四十七條の十五第二項、第四十七條の十七第一項、第四十七條の十八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の二十九の三、第四十八條の二十九の四、第四十八條の二十九の五第一項、第四十八條の三十二、第四十八條の三十三、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の四十九第二

	十	
第三十三条第四項、第三十九条の二第七項、第三十九条の五第二項、第四十五条の二第二項、	(略)	号、第四十八条の六十四、第五十七條、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第八十七条第一項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段
道路管理者は、	(略)	
道路管理者等は	(略)	

	十	
第三十三条第四項、第三十九条の二第七項、第三十九条の五第二項、第四十五条の二第二項、	(略)	号、第四十八条の六十四、第五十七條、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第八十七条第一項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段
道路管理者は、	(略)	
道路管理者等は	(略)	

十二 二十八	十一	
	第四十七條の十八第二項、第四十八條の二十三第六項、第四十八條の二十六第二項、第四十八條の二十九の七第一項及び第三項、第四十八條の三十八第一項及び第三項	
	(略)	(略)

7 法第四十八條の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第四項（同項の表三の項（第二十一条、第二十三条第一項、第三十三條第二項第四号及び第三項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第四十七條の十七第一項、第四十七條の十八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第七十條第一項、第三項及び第四項、第九十二條第四項並びに第九十三條に係る部分を除く。）の項（第四十八條の二十九の七第一項及び第三項並びに第四十八條の三十八第一項及び第三項に係る部分に限る。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

十二 二十八	十一	
	第四十七條の十八第二項、第四十八條の二十三第六項、第四十八條の二十六第二項、第四十八條の二十九の六第一項及び第三項、第四十八條の三十八第一項及び第三項	
	(略)	(略)

7 法第四十八條の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第四項（同項の表三の項（第二十一条、第二十三条第一項、第三十三條第二項第三号及び第三項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第四十七條の十七第一項、第四十七條の十八第一項、第四十八條の二十三第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第七十條第一項、第三項及び第四項、第九十二條第四項並びに第九十三條に係る部分を除く。）の項（第四十八條の二十九の六第一項及び第三項並びに第四十八條の三十八第一項及び第三項に係る部分に限る。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

項	一・二
読み替える規定	(略)
読み替えられる 字句	(略)
読み替える字句	(略)

8 法第四十八条の二十二第一項の場合における同条第四項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第三項（同項の表二の項、五の項、十五の項、二十二の項及び二十四の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

項	一	二
読み替える規定	(略)	第四十三条の二、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七條の十四、第四十七條の十五第二項、第四十八條の二十九の三、第四十八條の二十九の四、第四十八條の二十九の六第一
読み替えられる 字句	(略)	道路管理者
読み替える字句	(略)	道路管理者等

項	一・二
読み替える規定	(略)
読み替えられる 字句	(略)
読み替える字句	(略)

8 法第四十八条の二十二第一項の場合における同条第四項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第三項（同項の表二の項、五の項、十三の項、二十の項及び二十二の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

項	一	二
読み替える規定	(略)	第四十三条の二、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七條の十四、第四十七條の十五第二項、第四十八條の二十九の三、第四十八條の二十九の四、第四十八條の二十九の五第一
読み替えられる 字句	(略)	道路管理者
読み替える字句	(略)	道路管理者等

9					
法第四十八条の二十九の五第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、					
第四項（同項の表一の項（第二条第二項第八号及び第九号に係る部分を除く。））、二の項、三の項（第三十三条第二項第四号及び					
第三項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、					
第四十七条の十四、第四十七条の十五第二項、第四十八条の二十					
三第一項、第四十八条の二十四第一項、第四十八条の二十五、第					
四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び第二項					
、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第四十八条					
の三十二、第四十八条の三十三、第四十八条の四十九第二号並び					
に第七十二条の二第二項に係る部分を除く。））、四の項（第三十					
八 十	七	六	五	三・四	項、第四十八条 の四十九第二号 、第七十二条の 二第二項
(略)	第五十条第一項 及び第八項、第 五十三条第二項	(略)	第四十八条の二 十九の七第一項 及び第三項	(略)	
(略)	国道の新設又は 改築	(略)	道路管理者は、	(略)	
(略)	歩行者利便増進 道路である国道 の改築	(略)	道路管理者は、 道路管理者等が	(略)	

(新設)					
八 十	七	六	五	三・四	項、第四十八条 の四十九第二号 、第七十二条の 二第二項
(略)	第五十条第一項 及び第七項、第 五十三条第二項	(略)	第四十八条の二 十九の六第一項 及び第三項	(略)	
(略)	国道の新設又は 改築	(略)	道路管理者は、	(略)	
(略)	歩行者利便増進 道路である国道 の改築	(略)	道路管理者は、 道路管理者等が	(略)	

三条第四項、第四十八條の二十三第六項及び第四十八條の二十六第二項に係る部分を除く。）、五の項（第三十九條の第二一項に係る部分に限る。）、六の項、九の項及び十一の項に係る部分に限る。）の規定を準用する。

（国土交通大臣の行う管理の告示）

第二条 国土交通大臣は、次に掲げる管理を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、管理の区間、管理の種類及び管理の開始の日を告示しなければならない。

一、六（略）

七、法第四十八條の二十九の五第一項の規定による指定区間外の

国道、都道府県道若しくは市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理又は都道府県道若しくは市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築若しくは修繕に関する工事

2
（略）

（指定区間内の国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の名称等の告示）

第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車（以下単に「原動機付自転車」という。）を含む。次条及び第四十一条第二項第十八号において同じ。）又は自転車（以下「自転車」という。）を徴収しようとする場合においては、あらかじめ、当該自動車駐車場又は自転車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。

2
（略）

（国土交通大臣の行う管理の告示）

第二条 国土交通大臣は、次に掲げる管理を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、管理の区間、管理の種類及び管理の開始の日を告示しなければならない。

一、六（略）

（新設）

2
（略）

（指定区間内の国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の名称等の告示）

第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車（以下単に「原動機付自転車」という。）を含む。次条及び第四十一条第二項第十七号において同じ。）又は自転車（以下「自転車」という。）を徴収しようとする場合においては、あらかじめ、当該自動車駐車場又は自転車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。

2
（略）

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

七 法第三十三条第二項第四号(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により利便増進誘導区域を指定し、及び法第三十三条第三項(同条第五項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))及び法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議すること。

八 三十一 (略)

三十二 法第四十八条の二十九の六第一項の規定により協定を締結し、及び道路外災害応急対策施設を管理すること。

三十三 五十 (略)

2 (略)

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限(第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。)は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 四 (略)

五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金(自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。)、法第三十九条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の三第七項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金(第十七号において「駐車料金等」という。)を徴収すること。

六 十三 (略)

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

七 法第三十三条第二項第三号(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により利便増進誘導区域を指定し、及び法第三十三条第三項(同条第五項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))及び法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議すること。

八 三十一 (略)

三十二 法第四十八条の二十九の五第一項の規定により協定を締結し、及び道路外災害応急対策施設を管理すること。

三十三 五十 (略)

2 (略)

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限(第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。)は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 四 (略)

五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金(自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。)、法第三十九条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の三第七項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金(第十六号において「駐車料金等」という。)を徴収すること。

六 十三 (略)

十四 法第四十八条の六十七第一項の規定により道路脱炭素化推進計画を定め、並びに同条第四項の規定によりこれを公表し、及び国土交通大臣に報告すること。

十五 十八 (略)

十九 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき、法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするとき及び自動車駐車場又は特定車両停留施設を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項前段（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。

二十 二十九

2・3 (略)

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合、他の工作物の管理者が道路を管理する場合又は道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第五項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるものの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 四 (略)

五 法第四十七条の十八第二項、第四十八条の二十九の七第三項又は第四十八条の三十八第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。

六 七 (略)

(新設)

十四 十七 (略)

十八 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき、法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするとき及び自動車駐車場又は特定車両停留施設を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。

十九 二十八

2・3 (略)

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第五項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるものの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 四 (略)

五 法第四十七条の十八第二項、第四十八条の二十九の六第三項又は第四十八条の三十八第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。

六 七 (略)

第五条の三 法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 （略）

二 第四条の二第一項第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十九号までに掲げる権限

三 五 （略）

六 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき及び横断歩道橋又は特定車両停留施設を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項前段（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。

2・3 （略）

第五条の四 法第四十八条の二十九の五第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 第四条第一項第一号、第三号から第六号まで、第八号から第十九号まで、第二十四号、第三十号から第三十二号まで、第三十四号、第三十六号、第三十八号から第四十三号まで、第四十五号及び第四十六号に掲げる権限

二 第四条の二第一項第二号、第四号、第七号、第八号、第十三

第五条の三 法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 （略）

二 第四条の二第一項第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十四号まで、第十七号及び第十九号から第二十八号までに掲げる権限

三 五 （略）

六 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき及び横断歩道橋又は特定車両停留施設を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。

2・3 （略）

（新設）

号及び第十六号に掲げる権限

三 前条第一項第四号に掲げる権限

四 法第九十五条の二第一項（法第四十五条第一項の規定により道路に区画線を設けようとするとき、法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするとき及び横断歩道橋又は自動車駐車場を設けようとするときに係る部分に限る。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項（法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による自動車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分を除く。）の規定により協議し、又は通知すること。

2 国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を告示しなければならない。

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第七号に係る部分に限る。）の規定により告示された管理の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該管理の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる規定により道路管理者に代わつて当該各号に定める協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の二十九の五第二項 法第四十七条の十八第一項、第四十八条の二十九

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる規定により道路管理者に代わつて当該各号に定める協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十七条第一項又は第三項 法第四十七条の十八第一項、第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一

- の六第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定による協定
- 二 法第四十八条の十九第二項 法第四十八条の二十九の六第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定による協定
- 2・3 (略)
- 4 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 一 (略)
- 二 法第四十八条の二十九の六第一項の規定により協定を締結すること。
- 5 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。
- 一・二 (略)
- 三 法第三十三条第二項第四号(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により利便増進誘導区域を指定すること。
- 四・五 (略)
- 六 法第四十七条の十八第一項、第四十八条の二十九の六第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。
- 七・十 (略)
- 6 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。
- 一 第四条第一項第一号、第八号及び第十七号、第四条の二第一項第三号、第六号、第七号、第八号、第十号(法第四十八条の六十第一項の規定による指定に係る部分に限る。)、第十一号(法第四十八条の六十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。)、第十四号、第二十号、第二十二号から第二

- 項の規定による協定
- 二 法第四十八条の十九第二項 法第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定による協定
- 2・3 (略)
- 4 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 一 (略)
- 二 法第四十八条の二十九の五第一項の規定により協定を締結すること。
- 5 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。
- 一・二 (略)
- 三 法第三十三条第二項第三号(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により利便増進誘導区域を指定すること。
- 四・五 (略)
- 六 法第四十七条の十八第一項、第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。
- 七・十 (略)
- 6 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。
- 一 第四条第一項第一号、第八号及び第十七号、第四条の二第一項第三号、第六号、第七号、第八号、第十号(法第四十八条の六十第一項の規定による指定に係る部分に限る。)、第十一号(法第四十八条の六十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。)、第十九号、第二十一号から第二十四号まで

十五号まで及び第二十九号並びに前項第二号から第十号までに掲げる権限

二〇四 (略)

7 (略)

8 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合、他の工作物の管理者が道路を管理する場合又は道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第五項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条の二第一項第三号及び第十四号に掲げる権限

二・三 (略)

9 国土交通大臣は、法第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 (略)

二 法第四十八条の二十九の六第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

三 (略)

10 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四条第一項第一号、第八号、第十七号、第二十号、第二十一号、第三十号及び第三十一号、第四条の二第一項第三号、第六号、第十号（法第四十八条の六十第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十一号（法第四十八条の六十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第十四号、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びにこの条第五項第二号から第十号まで及び第六項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

11 国土交通大臣は、法第四十八条の二十九の五第二項の規定によ

及び第二十八号並びに前項第二号から第十号までに掲げる権限

二〇四 (略)

7 (略)

8 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第五項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条の二第一項第三号に掲げる権限

二・三 (略)

9 国土交通大臣は、法第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 (略)

二 法第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

三 (略)

10 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四条第一項第一号、第八号、第十七号、第二十号、第二十一号、第三十号及び第三十一号、第四条の二第一項第三号、第六号、第十号（法第四十八条の六十第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十一号（法第四十八条の六十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号並びにこの条第五項第二号から第十号まで及び第六項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

（新設）

り道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第五項第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる権限

二 法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可若しくは法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

12|

（略）

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 十三 （略）

十四 道路の附属物である自動車駐車場又は特定車両停留施設に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設（前号に掲げる施設を除く。）

十五 道路の附属物である自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（都市再生特別措置法第十九条の十五第一項に規定する非常用電気等供給施設をいう。）その他これらに類する施設で、災害応急対策（災害対策基本法第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第十六条の四第二号イ並びに第三十五条の七第二号及び第四号において同じ。）の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの

11|

（略）

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 十三 （略）

（新設）

十四 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（都市再生特別措置法第十九条の十五第一項に規定する非常用電気等供給施設をいう。）その他これらに類する施設で、災害応急対策（災害対策基本法第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第十六条の三第二号イ並びに第三十五条の七第二号及び第四号において同じ。）の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの

(一般工作物等の占用の場所に関する基準)

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガスパ管、石油管、自動運行補助施設、第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第六号に掲げる仮設建築物、同条第七号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設、同条第十一号に掲げる応急仮設建築物及び同条第十二号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第一項第二号、第十一条の第二項第一号、第十一条の三第一項第一号、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項、第十一条の九第一項及び第十六条の二において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）であること。

イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) (3) (略)

(4) 歩道（自転車歩行者道を含む。第十一条の七第一項第二号及び第十一条の十第一項第二号を除き、以下この章において同じ。）内の車道（自転車道を含む。第十一条の六第一項第三号及び第五号、第十一条の七第一項第一号、第十一条の十第一項第一号、第十一条の十一第一項第一号並びに第十六条の二第一号及び第四号を除き、以下この章において同じ。）に近接する部分（第十六条の三第一号から第三号まで及び第六号に掲げる工作物、物件又は施設に該当

(一般工作物等の占用の場所に関する基準)

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガスパ管、石油管、自動運行補助施設、第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第六号に掲げる仮設建築物、同条第七号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設、同条第十一号に掲げる応急仮設建築物及び同条第十二号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第一項第二号、第十一条の第二項第一号、第十一条の三第一項第一号、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）であること。

イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) (3) (略)

(4) 歩道（自転車歩行者道を含む。第十一条の七第一項第二号及び第十一条の十第一項第二号を除き、以下この章において同じ。）内の車道（自転車道を含む。第十一条の六第一項第三号及び第五号、第十一条の七第一項第一号、第十一条の十第一項第一号並びに第十一条の十一第一項第一号を除き、以下この章において同じ。）に近接する部分（第十六条の二第一号から第三号まで及び第六号に掲げる工作物、物件又は施設に該当する一般工作物等を利便増進誘導

する一般工作物等を利用増進誘導区域内に設ける場合にあっては、歩道上の部分

(5) (略)

ロ・ハ (略)

二五 (略)

(太陽光発電設備等の占用の場所に関する基準)

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七号に掲げる施設又は同条第八号に掲げる施設(以下この条において「太陽光発電設備等」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、太陽光発電設備等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道(第十六条の三第四号に掲げる施設に該当する施設を利用増進誘導区域内に設ける場合にあつては、車道及び自転車道)以外の道路の部分にあること。

二 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上(第十六条の三第四号に掲げる施設に該当する施設を利用増進誘導区域内に設ける場合にあつては、自転車歩行者道又は歩道上)に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該太陽光発電設備等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

2 (略)

区域内に設ける場合にあっては、歩道上の部分

(5) (略)

ロ・ハ (略)

二五 (略)

(太陽光発電設備等の占用の場所に関する基準)

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七号に掲げる施設又は同条第八号に掲げる施設(以下この条において「太陽光発電設備等」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、太陽光発電設備等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道(第十六条の二第四号に掲げる施設に該当する施設を利用増進誘導区域内に設ける場合にあつては、車道及び自転車道)以外の道路の部分にあること。

二 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上(第十六条の二第四号に掲げる施設に該当する施設を利用増進誘導区域内に設ける場合にあつては、自転車歩行者道又は歩道上)に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該太陽光発電設備等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

2 (略)

(脱炭素化施設等)

第十六条の二 法第三十三条第二項第三号の政令で定める工作物、物件又は施設は次の各号に掲げるものとし、同項第三号の政令で定める場所はそれぞれ当該各号に定める場所とする。

一 太陽光発電設備又は風力発電設備で道路の脱炭素化の効果的な推進のため必要であると認められるものとして国土交通省令で定めるもの 地上（車道、自転車道及び路肩の部分、法面並びに側溝上の部分の地上を除く。次号において同じ。）、トンネルの上又は高架の道路の路面下

二 自動車に動力源としての電気を供給するための工作物又は施設 地上、地下、トンネルの上又は高架の道路の路面下

三 自動車に燃料としての水素を供給するための施設 特定連絡路附属地又は道路の附属物である自動車駐車場若しくは特定車両停留施設の地上

四 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける第十条の十第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの又は第十一条の十一第一項に規定する原動機付自転車等駐車器具で専ら電気を動力源とする原動機付自転車を賃貸する事業の用に供するもの 地上（車道、自転車道及び路肩の部分、法面、側溝上の部分並びに分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の地上を除く。）、トンネルの上又は高架の道路の路面下

(歩行者利便増進施設等)

第十六条の三 法第三十三条第二項第四号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

(災害応急対策に資する工作物又は施設)

第十六条の四 法第三十三条第二項第五号の政令で定める工作物又

(新設)

(歩行者利便増進施設等)

第十六条の二 法第三十三条第二項第三号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

(災害応急対策に資する工作物又は施設)

第十六条の三 法第三十三条第二項第四号の政令で定める工作物又

は施設は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 第七条第十五号に掲げる施設

(道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設)

第十七条 法第三十三条第二項第六号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(他の都道府県に分担させる負担金に関する基準)

第二十条 国土交通大臣は、法第五十条第八項の規定により他の都道府県に負担金の一部を分担させる場合においては、国道の新設又は改築によつて当該他の都道府県の受ける利益の程度並びに当該国道の所在する都道府県及び当該他の都道府県の受ける利益の割合を考慮して国土交通大臣が定める額を分担させるものとする。

(都道府県等負担額)

第二十一条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧(以下この項及び第二十三条第一項において「国道の新設等」という。)を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、国道の新設等に要する費用の額(法第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段又は地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第二十九条の規定による負担金(以下この章において「収入金」という。))があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。以下この節において「国道新設等負担基本額」という。)に、法第五十条第一項又は第二項に定める都道府県の負担割合をそれぞれ乗じて得た額(収入金(指定区間内の国道に

は施設は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 第七条第十四号に掲げる施設

(道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設)

第十七条 法第三十三条第二項第五号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(他の都道府県に分担させる負担金に関する基準)

第二十条 国土交通大臣は、法第五十条第七項の規定により他の都道府県に負担金の一部を分担させる場合においては、国道の新設又は改築によつて当該他の都道府県の受ける利益の程度並びに当該国道の所在する都道府県及び当該他の都道府県の受ける利益の割合を考慮して国土交通大臣が定める額を分担させるものとする。

(都道府県等負担額)

第二十一条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧(以下この項及び第二十三条第一項において「国道の新設等」という。)を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、国道の新設等に要する費用の額(法第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段又は地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第二十九条の規定による負担金(以下この章において「収入金」という。))があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。以下この節において「国道新設等負担基本額」という。)に、法第五十条第一項又は第二項に定める都道府県の負担割合をそれぞれ乗じて得た額(収入金(指定区間内の国道に

係る収入金を除く。以下この項において同じ。）があるときは当該額に当該収入金の額を加算し、同条第八項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県があるときは、当該額から分担額を控除した額。以下この節において「国道新設等都道府県負担額」という。）とする。

2 国土交通大臣が指定区間外の国道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合又は指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該維持若しくは工事又は当該管理に要する費用の額に相当する額（第二十三条第三項及び第十項において「指定区間外国道維持等都道府県負担額」という。）とする。

3 国土交通大臣が指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該管理に要する費用の額に相当する額（第二十三条第四項及び第十項において「指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額」という。）とする。

4 国土交通大臣が都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該維持若しくは工事又は当該管理に要する費用の額に相当する額（第二十三条第五項及び第十項において「都道府県道等維持等都道府県等負担額」という。）とする。

5 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額から当該費用の額（収入金があると

係る収入金を除く。以下この項において同じ。）があるときは当該額に当該収入金の額を加算し、同条第七項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県があるときは、当該額から分担額を控除した額。以下この節において「国道新設等都道府県負担額」という。）とする。

2 国土交通大臣が指定区間外の国道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合又は指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該維持若しくは工事又は当該管理に要する費用の額に相当する額（第二十三条第三項及び第七項において「指定区間外国道維持等都道府県負担額」という。）とする。
(新設)

3 国土交通大臣が都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該維持若しくは工事又は当該管理に要する費用の額に相当する額（第二十三条第四項及び第七項において「都道府県道等維持等都道府県等負担額」という。）とする。

4 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額から当該費用の額（収入金があると

きは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。第二十三条第六項及び第十項において「施設等改築負担基本額」という。）に法第五十六条に定める補助率を乗じて得た額に相当する額を控除した額（第二十三条第六項及び第十項において「施設等改築都道府県等負担額」という。）とする。

6| 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額に相当する額（第二十三条第七項及び第十項において「施設等修繕都道府県等負担額」という。）とする。

7| 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理（新設又は改築に関する工事に限る。）を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該管理に要する費用の額から当該費用の額（収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。第二十三条第八項及び第十項において「都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本額」という。）に法第五十六条に定める補助率を乗じて得た額に相当する額を控除した額（第二十三条第八項及び第十項において「都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額」という。）とする。

8| 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理（新設又は改築に関する工事を除く。）を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該管理に要する費用の額に相当する額（第二十三条第九項及び第十項において「都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額」という。）とする。

きは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。第二十三条第五項及び第七項において「施設等改築負担基本額」という。）に法第五十六条に定める補助率を乗じて得た額に相当する額を控除した額（第二十三条第五項及び第七項において「施設等改築都道府県等負担額」という。）とする。

5| 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該工事に要する費用の額に相当する額（第二十三条第六項及び第七項において「施設等修繕都道府県等負担額」という。）とする。

（新設）

（新設）

(国道新設等負担基本額等の通知)

第二十三条 (略)

2 国土交通大臣は、国道の新設又は改築を行う場合において、法第五十条第八項の規定により他の都道府県に分担を命じたときは、分担額並びに国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額を関係都道府県に通知しなければならない。

3 (略)

4 国土交通大臣は、指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合において、当該指定区間外の国道を管理する都道府県に対して、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額を通知しなければならない。

5 7 (略)

8 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理(新設又は改築に関する工事に限る。)を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本額及び都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額を通知しなければならない。

9 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理(新設又は改築に関する工事を除く。)を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額を通知しなければならない。

10 国土交通大臣は、前各項の規定により通知した国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額、施設等修繕都道府県等負担額、施設等修繕都道府県等負担額を通知しなければならない。

(国道新設等負担基本額等の通知)

第二十三条 (略)

2 国土交通大臣は、国道の新設又は改築を行う場合において、法第五十条第七項の規定により他の都道府県に分担を命じたときは、分担額並びに国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額を関係都道府県に通知しなければならない。

3 (略)

(新設)

4 6 (略)

(新設)

(新設)

7 国土交通大臣は、前各項の規定により通知した国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額を変更したときは、これらの規定に準じて通知する。

道府県等負担額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額又は都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額を変更したときは、これらの規定に準じて通知しなければならない。

11 第一項、第二項及び前項の規定は、都道府県が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「国道新設等都道府県負担額」とあるのは「国道新設等国庫負担額」と、同項中「分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額、施設等修繕都道府県等負担額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」と読み替えるものとする。

（国道新設等都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用）

第二十六条 第二十条、第二十一条第一項から第三項まで、第二十二條並びに第二十三条第一項から第四項まで、第十項及び第十一項の規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十条、第二十一条第一項及び第二十三条第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十条及び第二十三条第一項中「当該国道の所在する都道府県」とあるのはそれぞれ「当該国道の所在する指定市」又は「指定市以外の市で当該国道の所在するもの」と、第二十一条第一項から第三項までの規定中「都道府県が法」とあるのはそれぞれ「指定市が法」又は「指定市

知しなければならない。

8 第一項、第二項及び前項の規定は、都道府県が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「国道新設等都道府県負担額」とあるのは「国道新設等国庫負担額」と、同項中「分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのは「又は分担額」と読み替えるものとする。

（国道新設等都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用）

第二十六条 第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二條並びに第二十三条第一項から第三項まで、第七項及び第八項の規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十条、第二十一条第一項及び第二十三条第二項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十条及び第二十三条第一項中「当該国道の所在する都道府県」とあるのはそれぞれ「当該国道の所在する指定市」又は「指定市以外の市で当該国道の所在するもの」と、第二十一条第一項及び第二項中「都道府県が法」とあるのはそれぞれ「指定市が法」又は「指定市以外の市が法」と

以外の市が法」と、同条第一項中「都道府県の」とあるのはそれぞれ「指定市の」と又は「指定市以外の市の」と、同項並びに第二十三条第一項、第二項、第十項及び第十一項中「国道新設等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「国道新設等指定市負担額」又は「国道新設等指定市以外市の負担額」と、第二十一条第二項並びに第二十三条第三項、第十項及び第十一項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定区間外国道維持等指定市負担額」又は「指定区間外国道維持等指定市以外市の負担額」と、第二十一条第三項及び第二十三条第四項中「指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市以外市の負担額」と、第二十二條並びに第二十三条第三項及び第四項中「都道府県に」とあるのはそれぞれ「指定市に」又は「指定市以外の市に」と、同条第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市及び都道府県」又は「関係指定市以外の市及び都道府県」と、同条第十項及び第十一項中「指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額、施設等修繕都道府県等負担額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額又は都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「又は指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市負担額」又は「又は指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市以外市の負担額」と、同項中「都道府県が」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と読み替えるものとする。

2 第二十一条第四項から第八項まで及び第二十三条第五項から第十項までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が都道府県道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外

、同条第一項中「都道府県の」とあるのはそれぞれ「指定市の」と又は「指定市以外の市の」と、同項並びに第二十三条第一項、第二項、第七項及び第八項中「国道新設等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「国道新設等指定市負担額」又は「国道新設等指定市以外市の負担額」と、第二十一条第二項及び第二十三条第三項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定区間外国道維持等指定市負担額」又は「指定区間外国道維持等指定市以外市の負担額」と、第二十二條及び第二十三条第三項中「都道府県に」とあるのはそれぞれ「指定市に」又は「指定市以外の市に」と、同条第二項中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市及び都道府県」又は「関係指定市以外の市及び都道府県」と、同条第七項及び第八項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額又は施設等修繕都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「又は指定区間外国道維持等指定市負担額」又は「又は指定区間外国道維持等指定市以外市の負担額」と、同項中「都道府県が」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と読み替えるものとする。

2 第二十一条第三項から第五項まで及び第二十三条第四項から第七項までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が都道府県道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外

の市が都道府県道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条第四項から第八項まで及び第二十三条第五項から第九項までの規定中「都道府県又は」とあるのはそれぞれ「指定市又は」又は「指定市以外の市又は」と、第二十一条第四項及び第二十三条第五項中「都道府県道等維持等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等維持等指定市等負担額」又は「都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第五項並びに第二十三条第六項及び第十項中「施設等改築都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等改築指定市等負担額」又は「施設等改築指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第六項並びに第二十三条第七項及び第十項中「施設等修繕都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等修繕指定市等負担額」又は「施設等修繕指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第七項並びに第二十三条第八項及び第十項中「都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等指定市等負担額」又は「都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第八項並びに第二十三条第九項及び第十項中「都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等指定市等負担額」又は「都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等指定市以外の市等負担額」と、同項中「国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等維持等指定市等負担額」又は「都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額」と読み替えるものとする。

3
3
6
(略)

の市が都道府県道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十一条第三項から第五項まで及び第二十三条第四項から第六項までの規定中「都道府県又は」とあるのはそれぞれ「指定市又は」又は「指定市以外の市又は」と、第二十一条第三項及び第二十三条第四項中「都道府県道等維持等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等維持等指定市等負担額」又は「都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第四項並びに第二十三条第五項及び第七項中「施設等改築都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等改築指定市等負担額」又は「施設等改築指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第五項並びに第二十三条第六項及び第七項中「施設等修繕都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「施設等修繕指定市等負担額」又は「施設等修繕指定市以外の市等負担額」と、同項中「国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額、分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額、都道府県道等維持等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等維持等指定市等負担額」又は「都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額」と読み替えるものとする。

3
3
6
(略)

(道路外災害応急対策施設)

第三十五条の七 法第四十八条の二十九の六第一項の政令で定める
工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十九条 (略)

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二
第一項第五号及び第十七号並びに第五条の三第一項第三号及び第
五号に掲げるものとする。

(事務の区分)

第四十条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとさ
れている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二
年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受
託事務とする。

一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府
県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理
することとされている事務(第二十三条第十一項(第二十六条
第一項において読み替えて準用する場合を含む。))において読
み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項(これらの規定
を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。
)の規定並びに第三十五条の四の規定により処理することとさ
れているものを除く。)

二・三 (略)

(権限の委任)

第四十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する
国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のは、地方

(道路外災害応急対策施設)

第三十五条の七 法第四十八条の二十九の五第一項の政令で定める
工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十九条 (略)

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二
第一項第五号及び第十六号並びに第五条の三第一項第三号及び第
五号に掲げるものとする。

(事務の区分)

第四十条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとさ
れている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二
年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受
託事務とする。

一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府
県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理
することとされている事務(第二十三条第八項(第二十六条第
一項において読み替えて準用する場合を含む。))において読
み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を
第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)
の規定並びに第三十五条の四の規定により処理することとさ
れているものを除く。)

二・三 (略)

(権限の委任)

第四十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する
国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のは、地方

整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定、同条第五項本文及び法第三十一条の第二第四項本文の規定による決定、同条第三項の規定による命令並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

十四 法第四十八条の六十六第一項の規定により道路脱炭素化基
本方針を定め、又はこれを変更し、同条第四項の規定により関
係行政機関の長に協議し、及び同条第五項の規定により公表す
ること。

十六
十九
(略)

二十 第二十三条第一項から第十項まで（これらの規定を第二十六条第一項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額（国道新設等指定市負担額及び国道新設等指定市以外の市負担額を含む。）、分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額（指定区間外国道維持等指定市負担額及び指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額を含む。）、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額（指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市負担額及び指定区間外国道防定市等負担額及び都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額を含む。）、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額（施設等改築指定市等負担額及び施設等修繕都道府県等負担額（施設等修繕指定市等負担額及び施設等修繕指定市以外の市等負担額を含む。）、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本

(新設)

十四 法第五十条第七項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第八項の規定により意見を聴くこと。

十五
十八
(略)

十九 第二十三条第一項から第七項まで（これらの規定を第二十六条第一項及び第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により国道新設等負担基本額、国道新設等都道府県負担額（国道新設等指定市負担額及び国道新設等指定市以外の市負担額を含む。）、分担額、指定区間外国道維持等都道府県負担額（指定区間外国道維持等指定市負担額及び指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額を含む。）、都道府県道等維持等都道府県等負担額（都道府県道等維持等指定市等負担額及び都道府県道等維持等指定市以外の市等負担額を含む。）、施設等改築負担基本額、施設等改築都道府県等負担額（施設等改築指定市等負担額及び施設等改築指定市以外の市等負担額を含む。）及び施設等修繕都道府県等負担額（施設等修繕指定市等負担額及び施設等修繕指定市以外の市等負担額を含む。）を通知すること。

額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額（都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等指定市等負担額及び都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等指定市以外の市等負担額を含む。）及び都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額（都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等指定市等負担額及び都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等指定市以外の市等負担額を含む。）を通知すること。

二十一、二十七（略）

3（略）

別表（第十九条関係）

占 用 物 件	(略)	(略)	占 用 料	
			単 位	所 在 地
			占 用 面 積 一 平 方 メー トル に つ き 一 年 た 額	
第七條第十四号及び第十五号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)	第一級地
			(略)	第二級地
			(略)	第三級地
			(略)	第四級地
			(略)	第五級地

二十一、二十六（略）

3（略）

別表（第十九条関係）

占 用 物 件	(略)	(略)	占 用 料	
			単 位	所 在 地
			占 用 面 積 一 平 方 メー トル に つ き 一 年 た 額	
第七條第十四号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)	第一級地
			(略)	第二級地
			(略)	第三級地
			(略)	第四級地
			(略)	第五級地

(略)

(略)

○ 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の 占用） 第一条 道路整備特別措置法（以下「法」という。）第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第六項ただし書の道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものは、次に掲げる物件、施設又は工作物に係る道路の占用とする。 一・二 （略） 三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの並びに同条第九号、第十号、第十三号及び第十五号に掲げる施設 （管理の特例の場合の読替規定） 第十一条の三 法第三十二条の二第一項の場合における同条第五項の規定による法の規定により読み替えて適用する道路法の規定の適用については、同法第十九条の二第一項中「共用管理施設関係道路管理者」という。）「とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」という。）又は国土交通大臣及び当該他の道路の道路管理者」と、同法第二十条第二項中「国土交通大臣である道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第三十九条の二第一項中「道路管理者は」とあるのは「地方道路公社等は」と、同法第四十七条の二第二項中「道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）」とある	（道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の 占用） 第一条 道路整備特別措置法（以下「法」という。）第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第六項ただし書の道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものは、次に掲げる物件、施設又は工作物に係る道路の占用とする。 一・二 （略） 三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの並びに同条第九号、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる施設 （管理の特例の場合の読替規定） 第十一条の三 法第三十二条の二第一項の場合における同条第五項の規定による法の規定により読み替えて適用する道路法の規定の適用については、同法第十九条の二第一項中「共用管理施設関係道路管理者」という。）「とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」という。）又は国土交通大臣及び当該他の道路の道路管理者」と、同法第二十条第二項中「国土交通大臣である道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第三十九条の二第一項中「道路管理者は」とあるのは「地方道路公社等は」と、同法第四十七条の二第二項中「道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）」とある

のは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が管理を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるとき」と、「の道路管理者」とあるのは「の道路管理者若しくは同法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者又は国土交通大臣」と、同法第四十七条の十五第一項中「道路管理者は、第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項」と、「場合においては」とあるのは「地方道路公社等」と、「道路管理者」とあるのは「地方道路公社等」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句を法第三十三条、第三十五条、第三十六条、第四十条第二項又は第五十四条第一項の規定により読み替えた同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句とする。

項	八 一 十
読み替える 道路法の規 定	第六十二条 (略)
読み替えら れる字句	第三十八条 (略)
法第三十三 条、第三十 五、第三十 六条、第三 十四、第二十 四、第二十五 条又は第五 十四、第一 項の規定に より読み替 えた字句	道路整備特 (略)
読み替える 字句	道路整備特 (略)

のは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が管理を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるとき」と、「の道路管理者」とあるのは「の道路管理者若しくは同法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者又は国土交通大臣」と、同法第四十七条の十五第一項中「道路管理者は、第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項」と、「場合においては」とあるのは「地方道路公社等」と、「道路管理者」とあるのは「地方道路公社等」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句を法第三十三条、第三十五条、第三十六条、第四十条第二項又は第五十四条第一項の規定により読み替えた同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句とする。

項	八 一 十
読み替える 道路法の規 定	(新設) (略)
読み替えら れる字句	(新設) (略)
法第三十三 条、第三十 五、第三十 六条、第三 十四、第二十 四、第二十五 条又は第五 十四、第一 項の規定に より読み替 えた字句	(新設) (略)
読み替える 字句	(新設) (略)

(道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理については、法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する。

(道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する

場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは、「地方道路公社」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

	十八 二十	十七	一 十	項	
第二十三 第一項、第	(略)	第二十二 の二、第 四十八 条の六 十七第 四項	(略)	読み替 える 規定	
道路管理 者	(略)	道路管理 者は	(略)	読み替 えら れる 字句	
会社	(略)	会社は	(略)	機構及び 会社が行 う道路 (高速自 動車国道 を除く。)の 管理につ いて適用 する場合	次に掲 げる場 合の区 分に 応じて 読み替 える字 句
社 地方道 路公	(略)	社 地方道 路公	(略)	地方道 路公 社が行 う道路 (高速自 動車国道 を除く。)の 管理につ いて適用 する場合	

場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは、「地方道路公社」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

	十八 二十	十七	一 十	項	
第二十三 第一項、第	(略)	第二十二 の二	(略)	読み替 える 規定	
道路管理 者	(略)	道路管理 者は	(略)	読み替 えら れる 字句	
会社	(略)	会社は	(略)	機構及び 会社が行 う道路 (高速自 動車国道 を除く。)の 管理につ いて適用 する場合	次に掲 げる場 合の区 分に 応じて 読み替 える字 句
社 地方道 路公	(略)	社 地方道 路公	(略)	地方道 路公 社が行 う道路 (高速自 動車国道 を除く。)の 管理につ いて適用 する場合	

三十八	七 十三 二十	二十二
第四十八條の六十七第四項	(略)	三十八條、第四十二條第一項、第四十八條の六十五第一項、第四十八條の六十七第一項及び第三項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第九十一條第二項、第九十二條第四項
国土交通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者	(略)	
これを公表するよう努めるにとともに、	(略)	
これを公表するよう努めるにとともに、	(略)	

(新設)	七 十三 二十	二十二
(新設)	(略)	三十八條、第四十二條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第九十一條第二項、第九十二條第四項
(新設)	(略)	
(新設)	(略)	
(新設)	(略)	

三十九 四十	
(略)	
(略)	にあつては これを公表 するよう努 めるととも に
(略)	
(略)	

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

項	一・二	
読み替える規定	(略)	第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第三
読み替えられる字句	(略)	道路管理者
読み替える字句	(略)	有料道路管理者

三十八 四十	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

項	一・二	
読み替える規定	(略)	第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第三
読み替えられる字句	(略)	道路管理者
読み替える字句	(略)	有料道路管理者

項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十一条の二第二項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十三号、第三十三項及び第四項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三

項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十一条の二第二項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十三号、第三十三項及び第四項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三

条の二、第四十
四条第一項、第
二項及び第四項
から第七項まで
、第四十四条の
二第一項から第
三項まで、第五
項及び第六項、
第四十四条の三
第一項から第五
項まで及び第八
項、第四十五条
第一項、第四十
五条の二第二項
、第四十六条、
第四十七条第三
項、第四十七条
の二第一項及び
第五項、第四十
七条の十四、第
四十七条の十五
、第四十七条の
十七第二項、第
四十七条の十八
、第四十七条の
二十一第一項及
び第三項、第四
十八条第二項及
び第四項、第四
十八条の二、第

条の二、第四十
四条第一項、第
二項及び第四項
から第七項まで
、第四十四条の
二第一項から第
三項まで、第五
項及び第六項、
第四十四条の三
第一項から第五
項まで及び第八
項、第四十五条
第一項、第四十
五条の二第二項
、第四十六条、
第四十七条第三
項、第四十七条
の二第一項及び
第五項、第四十
七条の十四、第
四十七条の十五
、第四十七条の
十七第二項、第
四十七条の十八
、第四十七条の
二十一第一項及
び第三項、第四
十八条第二項及
び第四項、第四
十八条の二、第

四十八条の三、
第四十八条の五
第三項、第四十
八条の七、第四
十八条の八第二
項、第四十八条
の九、第四十八
条の十、第四十
八条の十一第二
項、第四十八条
の十二、第四十
八条の二十第一
項、第二項及び
第五項、第四十
八条の二十三第
一項、第五項及
び第六項、第四
十八条の二十四
第一項及び第三
項、第四十八条
の二十五、第四
十八条の二十六
、第四十八条の
二十七第一項及
び第二項、第四
十八条の二十八
第二項、第四十
八条の二十九、
第四十八条の二
十九の三、第四

四十八条の三、
第四十八条の五
第三項、第四十
八条の七、第四
十八条の八第二
項、第四十八条
の九、第四十八
条の十、第四十
八条の十一第二
項、第四十八条
の十二、第四十
八条の二十第一
項、第二項及び
第五項、第四十
八条の二十三第
一項、第五項及
び第六項、第四
十八条の二十四
第一項及び第三
項、第四十八条
の二十五、第四
十八条の二十六
、第四十八条の
二十七第一項及
び第二項、第四
十八条の二十八
第二項、第四十
八条の二十九、
第四十八条の二
十九の三、第四

十八条の二十九
の四、第四十八
条の二十九の六
第一項、第二十
八条の二十九の
七第一項から第
三項まで、第四
十八条の三十、
第四十八条の三
十二から第四十
八条の三十四ま
で、第四十八条
の三十五第一項
、第四十八条の
三十六、第四十
八条の三十七第
一項、第四十八
条の三十八第一
項から第三項ま
で、第四十八条
の四十第一項、
第四十八条の四
十一、第四十八
条の四十九第二
号、第四十八条
の六十から第四
十八条の六十四
まで、第四十八
条の六十五第一
項、第四十八条

十八条の二十九
の四、第四十八
条の二十九の五
第一項、第二十
八条の二十九の
六第一項から第
三項まで、第四
十八条の三十、
第四十八条の三
十二から第四十
八条の三十四ま
で、第四十八条
の三十五第一項
、第四十八条の
三十六、第四十
八条の三十七第
一項、第四十八
条の三十八第一
項から第三項ま
で、第四十八条
の四十第一項、
第四十八条の四
十一、第四十八
条の四十九第二
号、第四十八条
の六十から第四
十八条の六十四
まで、第五十七
条、第五十八条
第一項、第五十

の六十七第一項及び第三項、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條から第六十二條まで、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第三項まで及び第五項、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第七十三條第一項から第三項まで、第七十五條第四項及び第五項、第七十六條、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十條第

九條第三項、第六十條から第六十二條まで、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第三項まで及び第五項、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第七十三條第一項から第三項まで、第七十五條第四項及び第五項、第七十六條、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十條第二項、第九十一條第二項及び第三項、第九十二條第四項、第九十五條

	四 二 十二	二十三
二項、第九十一 条第二項及び第 三項、第九十二 条第四項、第九 十五条の二、第 九十六条第三項 から第五項まで 、第三百三条第二 号、第五号及び 第六号、第四百 条第一号、第六 号及び第七号、 第四百五条、第百 六条第一号	(略)	第四十八條の六 第十七第四項
	(略)	道路管理者は 国土交通大臣で ある道路管理者 にあつてはこれ を公表するもの とし、国土交通 大臣以外の道路 管理者にあつて はこれを公表す るよう努めると
	(略)	は、 有料道路管理者 これを公表する よう努めると もに、

	四 二 十二	(新設)
の二、第九十六 条第三項から第 五項まで、第百 三条第二号、第 五号及び第六号 、第四百四条第一 号、第六号及び 第七号、第百五 条、第百六条第 一号	(略)	(新設)
	(略)	(新設)
	(略)	(新設)

二十四 三十	五		
(略)		ともこ	
(略)			
(略)			

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は会社が協議」と、同法第二十八条の二第一項中「連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議」とあるのは「連絡調整」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十五条の二第二項中「道路管理者は、」とあるのは「機構は、会社が」と、同法第四十七条の十二第三項中「道路管理者」とあるのは「道路管理者又は機構」と、同法第四十七条の十八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十一号若しくは第三十三号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十七号若しくは第二十九号の規

二十三 三十	四		
(略)			
(略)			
(略)			

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は会社が協議」と、同法第二十八条の二第一項中「連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議」とあるのは「連絡調整」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十五条の二第二項中「道路管理者は、」とあるのは「機構は、会社が」と、同法第四十七条の十二第三項中「道路管理者」とあるのは「道路管理者又は機構」と、同法第四十七条の十八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十一号若しくは第三十三号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十七号若しくは第二十九号の規

定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句とする。

項	一 四	五	六 八
読み替える 道路法の規 定	(略)	第二十二條 の二、第四 十八條の六 十七第四項	(略)
読み替えら れる字句	(略)	道路管理者 は	(略)
高速自動車 国道法第二 十五條の規 定により読 み替えた字 句	(略)	国土交通大 臣は	(略)
読み替える 字句	(略)	会社は	(略)

定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句とする。

項	一 四	五	六 八
読み替える 道路法の規 定	(略)	第二十二條 の二	(略)
読み替えら れる字句	(略)	道路管理者 は	(略)
高速自動車 国道法第二 十五條の規 定により読 み替えた字 句	(略)	国土交通大 臣は	(略)
読み替える 字句	(略)	会社は	(略)

		九	
二十三		十二 十二	十二 十二
		(略)	第四十八條 の六十七第 一項及び第 三項、第七 十條第三項 及び第四項 、第九十一 條第二項、 第九十二條 第四項
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	

		九	
(新設)		十二 十二	十二 十二
(新設)		(略)	第九十一條 第二項、第 九十二條第 四項
(新設)		(略)	
(新設)		(略)	
(新設)		(略)	
(新設)		(略)	

八	二十	二十四	
	(略)		
	(略)		ならない
	(略)		
	(略)		

七	二十	二十三	
	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)		

○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（自動運行補助施設等の設置工事に係る資金の貸付けの条件の基準） 第五条（略） 2 法第五条第一項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。 一（略） 二 貸付けを受ける自動運行補助施設等設置者（法第五条第一項に規定する自動運行補助施設等を設置しようとする者をいう。以下この号において同じ。）は、国又は都道府県若しくは市町村が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、当該自動運行補助施設等設置者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該自動運行補助施設等設置者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないこと。	（自動運行補助施設の設置工事に係る資金の貸付けの条件の基準） 第五条（略） 2 法第五条第一項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。 一（略） 二 貸付けを受ける自動運行補助施設設置者（法第五条第一項に規定する自動運行補助施設を設置しようとする者をいう。以下この号において同じ。）は、国又は都道府県若しくは市町村が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、当該自動運行補助施設設置者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該自動運行補助施設設置者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないこと。

○ 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。				（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
一・二	項	読み替える道路法の規定	（略）	読み替えられる字句	（略）	読み替える字句	（略）
第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第三十九條の	道路管理者	国土交通大臣	（略）	読み替えられる字句	（略）	読み替える字句	（略）

二第七項、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項、第四項及び第六項、第四十四条の二第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第四十四条の三第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十五条の二第二

二第七項、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項、第四項及び第六項、第四十四条の二第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第四十四条の三第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十五条の二第二

項、第四十六
 項、第四十七
 第三項、第四十七
 条の二第一項及
 び第五項、第四
 十七條の十第四
 項、第四十七條
 の十四、第四十
 七條の十五、第
 四十七條の十七
 第一項及び第二
 項、第四十七條
 の十八第一項、
 第四十七條の二
 十一第一項及び
 第三項、第四十
 八條第二項及び
 第四項、第四十
 八條の二十九の
 三、第四十八條
 の二十九の四、
 第四十八條の二
 十九の六第一項
 、第四十八條の
 二十九の七第一
 項及び第二項、
 第四十八條の三
 十、第四十八條
 の三十二から第
 四十八條の三十

項、第四十六
 項、第四十七
 第三項、第四十七
 条の二第一項及
 び第五項、第四
 十七條の十第四
 項、第四十七條
 の十四、第四十
 七條の十五、第
 四十七條の十七
 第一項及び第二
 項、第四十七條
 の十八第一項、
 第四十七條の二
 十一第一項及び
 第三項、第四十
 八條第二項及び
 第四項、第四十
 八條の二十九の
 三、第四十八條
 の二十九の四、
 第四十八條の二
 十九の五第一項
 、第四十八條の
 二十九の六第一
 項及び第二項、
 第四十八條の三
 十、第四十八條
 の三十二から第
 四十八條の三十

四まで、第四十八
条の三十六、
第四十八条の三
十七第一項、第
四十八条の三十
八第一項及び第
二項、第四十八
条の四十第一項
、第四十八条の
四十一、第四十
八条の四十九第
二号、第四十八
条の六十から第
四十八条の六十
二まで、第四十
八条の六十四、
第四十八条の六
十五第一項、第
四十八条の六十
七第一項及び第
三項、第五十七
条、第六十条、
第六十二条、第
六十六条第一項
、第六十七条の
二、第六十八條
、第七十条第三
項及び第四項、
第七十一条第一
項から第五項ま

四まで、第四十
八条の三十六、
第四十八条の三
十七第一項、第
四十八条の三十
八第一項及び第
二項、第四十八
条の四十第一項
、第四十八条の
四十一、第四十
八条の四十九第
二号、第四十八
条の六十から第
四十八条の六十
二まで、第四十
八条の六十四、
第五十七条、第
六十条、第六十
二条、第六十六
条第一項、第六
十七条の二、第
六十八條、第七
十条第三項及び
第四項、第七十
一条第一項から
第五項まで、第
七十二條の第二
一項及び第二項
、第九十一条第
二項、第九十二

十四	十三	四 十	
(略)	第三十九条の二 第一項、第三十 九条の四第四項 、第四十七条の 十八第二項、第 四十八条の二十 九の七第三項、 第四十八条の三 十八第三項、第 四十八条の六十 七第四項	第二十二條の三 第一項	で、第七十二條 の二第一項及び 第二項、第九十 一條第二項、第 九十二條第四項 、第九十六條第 五項、第百三條 第二号、第五号 及び第六号、第 百四條第一号、 第六号及び第七 号、第百五條、 第百六條第一号
(略)	道路管理者は	道路（	
(略)	国土交通大臣は	高速自動車国道 及び高速自動車	

十四	十三	四 十	
(略)	第三十九条の二 第一項、第三十 九条の四第四項 、第四十七条の 十八第二項、第 四十八条の二十 九の六第三項、 第四十八条の三 十八第三項	第二十二條の三 第一項	条第四項、第九 十六條第五項、 第百三條第二号 、第五号及び第 六号、第百四條 第一号、第六号 及び第七号、第 百五條、第百六 條第一号
(略)	道路管理者は	道路（	
(略)	国土交通大臣は	高速自動車国道 及び高速自動車	

十九	二十	四 二十 二十一	二十五	五 二十六 三十
	第四十七条の十八第二項、第四十八条の二十九の七第三項、第四十八条の三十八第三項	(略)	第四十八条の六十七第四項	(略)
	道路管理者の	(略)	国土交通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めるとともに国土交通大臣に報告しなければならない	(略)
	関係地方整備局又は北海道開発局の	(略)	これを公表するものとする	(略)

十九	二十	四 二十 二十一	(新設)	四 二十五 三十
	第四十七条の十八第二項、第四十八条の二十九の六第三項、第四十八条の三十八第三項	(略)	(新設)	(略)
	道路管理者の	(略)	(新設)	(略)
	関係地方整備局又は北海道開発局の	(略)	(新設)	(略)

[

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。 一 四十七 （略） 四十八 道路法第四十七条の十九、第四十八条の二十九の八、第四十八条の三十九及び第九十一条第一項 四十九 六十四 （略） 2・3 （略）	（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。 一 四十七 （略） 四十八 道路法第四十七条の十九、第四十八条の二十九の七、第四十八条の三十九及び第九十一条第一項 四十九 六十四 （略） 2・3 （略）

○ 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え） 第六条（略） 2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。			（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え） 第六条（略） 2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第二十条第五項、第二十三条第一項、第三十八条、第四十二条第一項、第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第九十一条第二項、第九十二条第四項	道路管理者	管理有料高速道路承継会社	第二十条第五項、第二十三条第一項、第三十八条、第四十二条第一項、第七十条第四項、第九十一条第二項、第九十二条第四項	道路管理者	管理有料高速道路承継会社

3 (略)	(略)	第四十八條の六十七 第四項	(略)	第二十二條の二、第 四十八條の六十七第 四項	(略)
	(略)	国土交通大臣であ る道路管理者にあ つてはこれを公表 するものとし、国 土交通大臣以外の 道路管理者にあつ てはこれを公表す るよう努めるとと もに	(略)	道路管理者は	(略)
	(略)	これを公表するよ う努めるとともに	(略)	管理有料高速道路 承継会社は	(略)

3 (略)	(略)	(新設)	(略)	第二十二條の二	(略)
	(略)	(新設)	(略)	道路管理者は	(略)
	(略)	(新設)	(略)	管理有料高速道路 承継会社は	(略)

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	政令	政令	備考 別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
	事務	事務	
道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）	（略）	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第十一項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。））において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。） 二・三 （略）		この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第八項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。））において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。） 二・三 （略）	